

第1回 県立都市公園のあり方検討会 播磨中央公園部会 議事録

【開催概要】

日時	令和4年12月15日（木） 13:00~15:00
場所	加東市地域交流センター 2階研修室
議事次第	1 開会 2 議事 （1）県立都市公園のあり方検討会について （2）検討に当たっての基本的な考え方 （3）事業可能性調査（サウンディング調査）実施結果 （4）その他 3 閉会
会議資料	出席者名簿 配席図 設置趣旨 設置要綱（播磨中央公園部会） （資料1）第1回県立都市公園のあり方検討会 播磨中央公園部会 （資料2）公園利用者とのヒアリングの開催について （参考資料）設置要綱（全体会） （参考資料）「兵庫県立播磨中央公園リノベーション計画」

【出席者】

(1) 委員

分野	氏名	所属・役職	備考
有識者	小南 浩一	元兵庫教育大学大学院教授	
	伊藤 克広	兵庫県立大学 教授	オンライン参加
	新保 奈穂美	兵庫県立大学大学院 講師	欠席
利用者	阿江 俊英	【利用者（加東市）】管理運営協議会	
	足立 寶充	【利用者（多可町）】管理運営協議会	
	小田 晴美	【利用者（西脇市）】管理運営協議会	
	岸本 富生	【利用者（小野市）】管理運営協議会	
	内藤 忠	【利用者（加西市）】管理運営協議会	
	藤井 芳子	【利用者（加東市）】管理運営協議会	
	吉田 伊佐見	【利用者（加東市）】管理運営協議会	
関連団体	阿江 孝仁	（一社）加東市観光協会 事務局長	
	小野 良太	龍野マウンテンバイク協会 代表	
	柳田 吉亮	NPO法人北播磨市民活動支援センター 理事長	
行政	北川 陽一	加西市 都市整備部長	欠席
	安則 宏幸	加東市 都市整備部 土木課長	代理出席

(2) 事務局

氏名	所属・役職	備考
岡 誠	まちづくり部次長	
北村 智顕	まちづくり部参事兼公園緑地課長	
小山 達也	まちづくり部公園緑地課 副課長兼企画管理班長	
平田 昌義	まちづくり部公園緑地課 副課長兼整備班長	
松本 茂喜	まちづくり部公園緑地課 整備班専門員	
木村 浩之	北播磨県民局加東土木事務所 所長	
山城 雅人	北播磨県民局加東土木事務所 管理課長	
田中 健一	北播磨県民局加東土木事務所 公園・下水道課長	

【議事】

1 開会

○事務局 小山

それでは、定刻になりましたので、県立都市公園のあり方検討会播磨中央公園部会のほうを始めさせていただきたいと思います。

本日は、皆さん、お忙しい中、お集りいただきまして、本当にありがとうございます。

本日の進行をですね、公園緑地課副課長、小山のほうで進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

座ってお話をさせていただきたいと思います。

まず、この会議のですね、進め方なんですけれども、この会議につきましては、公開での開催とさせていただきます。

また、議事であるとか皆様の発言内容につきましては、後日、県のホームページで全て公開のほうをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、傍聴されている方にお願いがございます。

既にお配りさせていただいております注意事項に御留意いただきまして、議事を円滑に進行できるよう御協力のほうをよろしく願いをいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。

[省略：配付資料の確認]

○事務局 小山

それでは、会議の開催に当たりまして、まちづくり部の岡次長より御挨拶させていただきます。

○事務局 岡

皆さん、こんにちは。

本日は、県立都市公園のあり方検討会播磨中央公園部会ということで、お忙しい中、お集りいただきまして、本当にありがとうございます。

まずはですね、この会ですね、開催に至りました経緯を少しお話をさせていただきたいと思いますが、県立都市公園のあり方検討会の開催につきましてはですね、まず、明石公園が発端と言ってもいいかと思うんですけれども、こちらのほうですね、我々のほうですね、石垣周辺の樹木伐採を行いました。

これは、我々は、文化財の保全でありますとか、公園利用者の安全確保ということを目的にやったわけでございますけれども、住民の皆様からですね、様々な御意見を頂戴いたしました。切り過ぎじゃないかとかですね、これは我々のミスなんですけど、環境学習でですね、子どもたちが育てている木を切ってしまったのはけしからぬというようなですね、御意見もいろいろ頂戴をいたしました。

それから、もう1つはですね、都市公園法で認められておりますPark-PFIという方式があるんですけども、こういったことを使ってですね、新たなパークマネジメントを導入してですね、公園を活性化していこうというようなことも投げかけさせていただいたんですけども、事業者にはですね、そういう調査をですね、実施をしたところですね、SNSとか、そういったところですね、間違った情報が広がってしましまして、公園全体がですね、有料化されてしまうんじゃないかとかですね、公園にマンションが建つんじゃないかとかですね、そういった誤った情報がですね、拡散してしまったというようなこともございました。

これらはですね、いずれも、公園利用者の方と、それから我々行政といったところのですね、合意形成が非常に不十分であった、情報発信もしっかりできていなかったということで、反省をいたしましてですね、一度しっかりと県民の皆さんとですね、見える形で、目に見える形で議論をさせていただいたほうがいだろうということで、今般のですね、あり方検討会を設置する運びとなったわけでございます。

検討会ではですね、全体的な、全県的な視点で公園のあり方を検討する全体会というのがございますけれども、こちらの下ですね、公園ごとに部会も設置しまして、各部会におきましては、地元の皆様と、それから自治体、それから有識者の方など幅広い関係者の意見を聴取をしながらですね、取りまとめをさせていただこうということにしております。

本日の部会ですけれども、初めての、播磨中央公園部会は初めてということでございますので、今日はですね、全体会のほうで、部会でこういったものを検討してくださいねというふうなオーダーがございますので、そういったこと、特に、中身につきましては、自然環境保全、それから活性化といったものですけども、こういった中身につきましてですね、基本的な基礎知識の共有をまずさせていただきたいなと。

次に、民間活力の導入可能性調査というのがあるんですけども、こちら、サウンディング調査っていうような言い方をしますけれども、そういったものですね、結果などもですね、皆様にお知らせをして、これまでの取組、どういったことをやってきましたというものをですね、情報共有をさせていただければなど。そういったものを中心にさせていただきたいと思っております。

で、次回、第2回以降はですね、自然環境保全のあり方、それから活性化のあり方をテーマとしまして、播磨中央公園の整備やですね、運営に必要な提言、御助言をいただきたいというふうに考えておるところです。

皆様には、それぞれの専門的な知見、あるいは、それぞれのお立場で御発言をいただきまして、よりよい方向へ導いていただければ大変ありがたいなと思っておりますので、本日は活発な御議論をどうぞよろしく願いいたします。

○事務局 小山

続きまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介をさせていただきたいと思っております。

[省略：出席者（委員）の紹介]

○事務局 小山

続きまして、設置要綱についてでございます。県立都市公園のあり方検討会播磨中央公園部会の設置要綱のほうを公園緑地課の松本専門員より説明のほうをさせていただきます。

○事務局 松本

公園緑地課整備班技術専門員の松本でございます。当部会の設置要綱について御説明いたします。

[省略：設置要綱の説明]

○事務局 小山

何か、御質問等がございますでしょうか。

○内藤忠委員

よろしいですか。

○事務局 小山

どうぞ。

○内藤忠委員

この設置要綱の趣旨ですけれども、検討会でまず検討をされて、そして、後、部会は検討会の指示に従って行うということで、ということは、検討会の枠内での活動ということの位置づけのように思えるんですね。

ところが、この検討会を設置された一番当初のところにありましたですね、その趣旨のところ、設置要綱の前の設置趣旨のところにありますけれども、それとか、あと、最初のですね、岡次長さんのお話にありましたようなPFIですね、プライベート・ファイナンス・イニシアチブというふうな形で、これが基本になっていると。

だから、プライベート・ファイナンスですから、民間資金を入れて、そういう形で活性化を図るためのイニシアチブを取っていきこうという、これは考え方、計画、大きなスキームがあると思うんですけれども、ところが、いろいろなことがありまして、もう少し地元の意見も聞いた上で検討したほうがいいのではないかというふうな結論に至ったということがあったんですけれども。

そうしたときに、プライベート・ファイナンス・イニシアチブを主体にまず置きましてですね、その中で、こういう設置要綱で、検討会の指示に従って部会をやるという、そういうスキームの中で、全体構造の中でいきましたときに、その枠を超えてですね、あるいは、もっと、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの、設置要綱に至ったところの中でのいろいろ懸念が出たところですね、公園というものは、私が言いたいところは、ある程度公共

の施設なんですね。それで、法律に基づいてやっているわけですし、それで、利用するところも有料でやってやるんだというふうなところがあると思うんですね。で、それなりの役割はありますし。

ですから、民間でやった、民間というか、公的機関でやって、民間でやったのではできない公園の役割というふうなものもあろうかと思うんですけど、だから、そういうところが捨象されてしまうんじゃないかということで、ちょっと懸念しているんですね。今の計画とか全体の進め方の問題として、入る前にですね、ちょっとその辺のところを確かめておかないといけないかなと思ひまして。

ですから、検討会で、そして部会という、縦から、上から下への流れだけでいったときに、しかも、その基がプライベート・ファイナンス・イニシアチブということで、民間資金を導入して、それを原動力、エネルギーにしてやっていこうというふうな形であればですね、その枠内での話にもなってきますので。

そうしたときに、いろいろ批判があつて、問題があつたところについてですね、反省が果たして生かされるのかなということやら、本来の公園のですね、趣旨ですね、一番大きな、法律も定めて決めているそういう趣旨のところかゆがめられてくるんじゃないかなということも思うんですが。

それで、もしもですね、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、それでやるということだけでやるんだとしたら、もう議論も限られてきますし、だから、そういう話であれば、また、もっと別のやり方があつたんじゃないかなと。わざわざ、全体的にですね、皆さんにも、パブリックにしていってですね、やるほどのことなのかなと。

ほんとにパブリックにやるというのは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブをやるところについての、まあ、議題も限られておると思うんですけど、その辺のところをしっかりとっておかなかつたら、議論が迷走してしまう可能性もあるし。

それで、ほんとの、今後ですね、大きな世の中の流れ、世界の流れがありますので、そういう中で一つの方向性を見つけてですね、将来を見通して、しかも、大きなスキームを投ずるわけですから、過ちのないものにしていかなくてはいけないんじゃないかと思うんですか、ちょっとその辺のところを確認させていただきたいと思ひます。

○事務局 北村

公園緑地課長、北村です。

御意見、ありがとうございます。

具体的にはですね、この後、検討項目の内容を見ていただければと思ひます。御懸念のようなこと的前提になるような、御懸念があるところとしてはですね、恐らく、PFI事業をやるお墨つきを与えるだけの委員会じゃないのかみたいなことをですね、御心配されているのかもしれませんが、今回、この後説明いたします主な検討項目の中身を見ていただければですね、そういった範囲にとどまるものではなく、もう少し大きな範囲の話を、全体

会のほうからは各部会に対して検討すべき論点として挙げられておりますので、また後ほどですね、主な論点の説明をしますので、その際また御意見をいただければと思います。

○事務局 岡

ちょっと補足させていただきます。

大きな議題としましては、自然環境の保護という部分と、それから公園の活性化という部分がございます。その中の活性化についてはですね、PFIでやるんだとか、やらなければならないんだとか、そういったところが決まっているわけではございません。

こういったこともやり方の一つですよねというようなことで、それについては、何もしではなかなか議論もできませんので、サウンディング調査といったようなことで、もしやるとすれば、民間の方々ができる可能性っていうのはありますかというのを調査をさせていただいた経緯がございますので、そういった形もお示しした上でですね、御議論をいただければありがたいなと思っています。

ですから、そこに枠組みをはめて、もう、どうしてもそうしなければならないということでは考えておりませんので、よりよい活性化の方法というのがありましたら、当然それも含めて御議論をいただければありがたいなあとというふうに考えているところです。

それから、全体会と、それから部会の位置づけですけれども、上下というような形で御説明をしてしまった私がちょっと悪かったかなとは思うんですけれども、全体で、県全体で共同的に議論する部分という部分とですね、都市公園は県下にたくさんあるんですけれども、その中のですね、特色といいますか、なかなか、一部、1にくくってお話ができないという部分が多うございまして、その特色に合わせたような形ですね、御議論いただきたいということで、それぞれの公園に部会をつくらせていただくということでございますので、あまりですね、全体会のところでどうしても縛られてしまって、これ以上のことは議論したら駄目だとか、そういったことは考えておりませんので、できるだけ自由にですね、幅広い御意見をお寄せいただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○内藤忠委員

もう1問だけ、よろしいですか。

○事務局 小山

はい。

○内藤忠委員

そういうことでありましたらね、理解はできるんですが、ここの設置要綱のこの書き方から言いますとね、次長さんがそう言われてもですね、口頭で言われるのがそうなんですけど

も……。

○事務局 岡

はい。

○内藤忠委員

実際のこの設置要綱の文言が、今のような文言でいきますとね、逆方向があり得ないんですよね。

検討委員会の指示の中で動くんだから、いざというときには、もう、それは違うじゃないですかというふうな話になってしまいかねないんですね。本当から言いますと、地域ごとにバラエティーがありますし。

それで、いろんな要素が絡んできております。公的な、根本的なですね、民間でいくのか、パブリックでいくのかですね、プライベートでいくのかという大きな問題も絡んでおりますしね、だから、で、時代の大きな流れの中もあります。皆、人々のですね、生活様式も大きな境目になっておりますし。

だから、いろいろ含んだ議論も当然出てきますしね、で、これだけの規模で、マスコミとかですね、一般住民の方にも公開しながら進めていくということであればですね、なおさらですね、私が申し上げているような趣旨でですね、意見、それに関連するような、触れるような意見も随分出てくるんじゃないかと思うんです。

それを、新たに、サウンディングはサウンディングでやってというふうなですね、硬直的なそういうシステムの中で話をされたときにはね、せっかくのいろんな意見が上がってきてもですね、見る目が違いますから、色眼鏡をかけて見れば、拾い上げれるものも拾い上げられなくなってくる、そういうようなことでは行政の無駄にもつながりますしね。

だから、その辺のところもよくお考えになって、この設置要綱もですね、少し、これ、考え直していただきたいなと思うんです。

そこで上がってきたものも拾い合わせてですね、そんな、私がこんなことを言わなくても、もう、それなりの方がやられているんですから、その辺も生かしてですね、やられるとは思いますが、いざ議論の中で何かがあったときに、ぱっと、こう切り抜けてしまっただけですね、そういうのを無駄にしてしまうようなことになったら、もったいないなということもありましてですね、だから、いい機会だと思いますので、その辺のところを生かしていただければありがたいと思います。

○事務局 岡

分かりました。御意見も含めまして、少し検討させていただきたいと思います。

○内藤忠委員

よろしくお願ひいたします。

それで、先ほどおっしゃった御趣旨はよく分かりましたので。

○事務局 小山

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きましてですね、本日の定足数の確認をさせていただきたいと思ひます。

定足数につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、要綱第5条第3項により、オンライン参加を含めて、委員の過半数となっております。

本日は、委員数15名に対しまして、出席者13名と、定足数を満たしていることについて確認をさせていただきたいと思ひます。

次に、部会長についてでございます。部会長につきましては、これも先ほど御説明させていただきました要綱第3条第3項により、部会長は全体会会長の指名によることとされておりました、既に小南委員が指名されております。

また、副部会長につきましては、要綱第3条第5項により、部会長の指名によることとされております。

小南会長、副会長の御指名をお願いいたしたいと思ひます。

○小南浩一部会長

小南でございます。

副部会長につきましては、本日御欠席されておるんですけれども、新保委員にお願いしたいと思ひます。

○事務局 小山

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○小南浩一部会長

はい。

○事務局 小山

ありがとうございます。

それでは、新保委員にですね、副部会長のほうをお願いさせていただきたいと思っております。既に、新保委員につきましてはですね、事務局のほうより、部会長の御意向を踏まえまして、あらかじめ確認をさせていただいております、了承をいただいております。

皆様、よろしいでしょうか。

○委員一同

了承。

○事務局 小山

続きまして、本日の会議の内容でございます。

本日は、これまでに全体会で協議がなされました、部会で検討すべき論点、それから事業可能性調査、先ほど次長の話の中にもありましたけれども、本年1月から3月にかけて行いましたサウンディング調査の結果ですね、こういったことについて御説明をさせていただきまして、質疑や、委員の皆様での御議論をいただきたいというふうに考えてございます。

これよりの議事につきましては、要綱第5条第2項により、部会長が議長に当たるとされており、以降の議事進行は小南部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○小南浩一部会長

それでは、早速ですけども、議事を進めてまいりたいと思っております。

議事の進め方につきましては、事務局より説明をしていただきまして、その後、委員の皆様から、質問、御意見をお聞きしたいと思います。

2 議事

(1) 県立都市公園のあり方検討会について

○小南浩一部会長

それでは、初めに、議事(1)ですね、県立都市公園のあり方検討会について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 北村

公園緑地課長、北村です。

それでは、資料1を御確認ください。

資料1ですけれども、ページを飛びましてですね、14ページからまず説明をさせていただきます。

1ページから13ページのところにつきましては、今回、あり方検討会に初めて入られて、公園の話は初めて触れられる方もいらっしゃると思っております。また、ほかの方々もですね、改めて、公園って何というところについて、様々な資料で説明しておりますが、時間の関係上、説明のほうは割愛させていただきます。また後ほど御確認いただければと思います。

[省略：(資料1) 14P～20Pの説明]

○小南浩一部会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明ですね、20ページまでですかね、につきまして、委員の皆さんの質問あるいは御意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○阿江俊英委員

ちょっと、すいません。

○小南浩一部会長

どうぞ。

○阿江俊英委員

すいません、阿江でございます。

ちょっとお聞きしたいんですが、18ページですね、明石公園が、これ、たくさん、これ、第1回から第8回までとなっておりますね。そして、我々のこの播中については4回で、また、赤穂のほうも4回ということで、この差がすごくあるんですが、これは何か理由があるんでしょうかね。

○小南浩一部会長

どうぞ。

○事務局 北村

御説明させていただきます。

明石公園は、実は、自然環境保全と活性化以外にも大きな論点がありました。野球場と陸上競技場があるんですけれども、そちらが老朽化していてですね、これをどのように扱うのかということが大きな論点になっておりました。

いろいろな試合でもたくさん使われている、歴史があるということと、それから、競技会ですね、ちょっと細かい話になるんですけれども、陸上競技場にですね、公認陸上競技場というのがあるんですね。公式試合で使えるかどうか、これの期限更新が迫っていてですね、改修するのかもしれないのか、改修しないと公認が取り消されて大会ができなくなってしまう、ここをどうするのかということが実は待ったなしの状況になっていまして、そういったことについてですね、先行して議論しておりました。

というところがあり、最初のほうに、その辺の話題を先行してやらせていただきましたので、今、自然環境保全の話のですね、やっと議論に入れたということです。その前の段階でヒアリングや現地視察も行いました。

もともと、ここの樹木伐採で非常に激しくいろいろな意見が出てきたところなのです

ね、その辺りを丁寧に進めていくというところ、現地確認もしたりとかというようなこともありましたんで、回数が増えていっております。

こちら、後で出てきますけども、樹木管理、自然環境保全の考え方についてもですね、正直言って、明石公園の、都会の中の非常に貴重な緑をどうするのかというような論点からに対しての対応になりますので、播磨中央公園ではそこまでやるのかどうかというようなところは御意見をいただければと思います。

○阿江俊英委員

ありがとうございます。

○小南浩一部会長

明石は、こういうふうに、我々、播磨中央公園みたいな、こんな運営協議会というのがもともとなかったんですね。

○事務局 北村

はい。

○阿江俊英委員

ああ。

○小南浩一部会長

なかったんです。

○阿江俊英委員

あっ、そうだったんですか。

○小南浩一部会長

なかった。ほんで、あの伐採のことで大慌てになって……。

○阿江俊英委員

ああー。

○小南浩一部会長

それで、やっぱりやらにやいかんということで……。

○阿江俊英委員

つくったわけだ。

○小南浩一部会長

やったわけですから、ちょっと、その辺で、基礎ができるまで、やっぱり時間がかかった……。

○阿江俊英委員

もともとね、そういうことがあったんだ。

○小南浩一部会長

というふうなこともあると思いますよね。

○阿江俊英委員

はあ、はあ、はあ。

○小南浩一部会長

だから、明石は、そういうことで、いろいろ一からやるという形で……。

○阿江俊英委員

ああ、ああ。

○小南浩一部会長

赤穂のほうも、ちゃんとかういのはありますからね。

○阿江俊英委員

ああ、ああ。なるほどね。

○小南浩一部会長

そういうこともあるかなというふうに思っております。

○阿江俊英委員

なるほどね。

○小南浩一部会長

ほかにございませんでしょうか。

一応、今日、自然環境保全のあり方と活性化という2つの大きな柱ですよね、それについていろいろ説明をしていただきましたけれども。

よろしいでしょうか。

じゃ、また後、何かありましたら言っていただくことにします。

(2) 検討に当たっての基本的な考え方

○小南浩一部会長

続きまして、じゃあ、議事の(2)ですね、検討に当たっての基本的な考え方ということで、再び事務局から説明をお願いします。

○事務局 北村

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

[省略：(資料1) 21P～23P 27P 24P～26P 28P～35Pの説明]

○小南浩一部会長

ありがとうございます。

環境保全と活性化のそれぞれの基本的な考え方、論点について、今、事務局から説明いただきました。委員の皆様、何か、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

リモートの伊藤先生、もし何か……。

○小田晴美委員

ちょっとわからない。

○小南浩一部会長

ちょっと情報量が多過ぎるかも……。

○小田晴美委員

片仮名の言葉が……。

○小南浩一部会長

片仮名の言葉がね。

○小南浩一部会長

内藤さん、どうぞ。

○内藤忠委員

自然環境保全ということでした場合に、播中の場合は、どういうんですかね、県のほうにも林業課があると思うんですけども、公園施設課とか林業課で、林業課のほうでは、何か、山のですね、里山の復活というふうなことで、それで、兵庫県の場合は、随分昔から森林ボランティアの育成というのを行われて、山の伐採とかですね、そういうので、里山を復活させるのにどうしたらいいかというふうなことで、ノウハウが蓄積されておると思うんですけども、そういうところの知見を、播中の場合やったら、もうちょっといろいろもらえたら随分やりやすくなるんじゃないかなと、危険性を伴いますので。それが1つです。

それから、もう1つは、前後しますけど、自然環境保全とはどういうことかということについての理念を整理する必要もあるかと思うんですね。

どういうんですかね、自然環境というのは、もう、生物多様性とか、それから、自然環境の場合は、全て循環して完結している状況でありますので、そういう中の1か所を人工化していくと、全体に影響が及んでいくということがありますので。そうかといって、一般の公園で、それを全部、普通にそういうものを生かしていくと、とても大変になりますけども。

ですから、自然環境の保全とか生物多様性とか、人間も生物もですね、動物も、みんな命は1つにつながっているんだ、そういう根本的な価値観ですね、をしっかりと頭に置いた上で、自然環境のことを進めていく必要があると思うんですね。

普通の人だと、植物と人間とかがつながっているとか、命ということで、生命の根源は植物にあるわけで、雑草にあるわけですからね、その辺のところをしっかりとわきまえておいて、自然環境の保全ということをしていく。

人間も自然の中の一部なんだということ、まあ、今の人新生というふうな地質学上の上ですね、そういう概念とも絡んでくると思うんですけど、そこを少ししっかりと深めた上での用語の使い方とかですね、方向性を考えていくというのが大事かなというのを思います。

それから、もう1つ。

○小南浩一部会長

はい。

○内藤忠委員

もう1つは、3つ目ですけども、播中が50年前にできましたときに、私も思い出すんですけど、こんなところに公園をつくって、要るんかいなという声がいっぱいあったのを覚えています。もう、田舎で木がいっぱいあるんですね。だから、50年前ですから、だから、なんで、こんなところにこんなものをつくったんやというふうな声もあちこちで聞きました。

で、今のようにですね、歩く人もそんなにいませんし、健康にいいからと言って歩く人もいなかったんです。それで、広い道があつてね、違和感を随分持っていたと思います。

ところが、今、振り返って、こうやって考えてみますと、さすが県はいいことをしたんだ

なというふうに、やっぱり皆思っていると思います。ですから、こんな時代が来るとは思っていないのでしたから、そして、里山がこんなに剥げてですね、そして入れなくなるというようなことも知らないのです、今、田舎の子でも、自然、里山とか自然のことは分かっていないと思います。

昔の人は、木の名前も草の名前も、もっと皆覚えていました、私らの年代からもうちょっと上ぐらいの人は。今は、中へ入らないから、みんな、木や草で終わってもうとるんです。昔の人やったら、個々の名前から、生活から、文化製品や生活用品に使っていたこともみんな分かっているのに、それがなくなってしまっている。

その中で、自然環境保全って、どないしてするのかということ、何が自然環境保全につながっていくのかということ、その貴重な学習の場なんですね。

ですから、ここで、保全地域と何とかというふうにはずっとされますけども、そういうふうにしてしまうと、それがあまりに進むとですね、まあ、そういうことも大事だと思うんです、管理としては。だけど、保存や、その辺は、そういう理念をしっかりとつかまないと、一方的に項目で整理してしまうと、行き過ぎてしまうことがあると思う。

だから、今3つ目で言ったのはですね、先を見てつくってもらった方がいいのと、何年か先を見通した管理のあり方というのにも必要かなというのを思います。今になって、ありがたいというふうな、世の中がそんなふうになってしまったんですね。

それで、4つ目のほうは、そういう、生物多様性や、そこらの理念もちょっと考えながら、していただけたらなということでございます。

以上です。

○小南浩一部会長

何か、今のでありますか。

○事務局 北村

御意見、ありがとうございます。

基本的な考え方というの、改めて皆様方と研究して、大事な話なんで、議論、御意見をいただければと思います。

それから、最後に出ていた、実は、最後のほうに出てきた保全とかっていうことを徹底するとですね、かえって自然保全にならないと。里山の管理が必要なところをですね、保全つてすると言葉が広がってきて、入れなきゃいけないのに入れなくなっちゃうとかということ、実は、ほかの部会の議論の中でもですね、懸念をしているところでございますので、言葉尻だけではなくて、その具体の中身の定義とかですね、播中ではどうするのかといった辺りも御意見をいただければと思います。

次回以降、具体的な提案をしていきますので、その中で御意見をいただければと思います。

○小南浩一部会長

じゃ、岸本委員、どうぞ。

○岸本富生委員

岸本でございます。

公園の整備につきましてですね、野外ステージを撤去して、そのところは、ここにも書いてあるんですけども、あと、球技場とかテニスにコートですね、というふうなところの具体的なことというのは次回出てくるのでしょうか。

それから、今、桜を伐採していますけども、それは、私どもが聞いておる計画どおりに進められるのか、本庁サイドでまた別なやり方をされるのかということをお教えいただきたいと思います。

○小南浩一部会長

2点ありましたけど、桜については、運営協議会で、一応、年度ごとの……。

○阿江俊英委員

説明、あったやろ。

○小南浩一部会長

ありましたんで……。

○阿江俊英委員

それは別やろ。

○小南浩一部会長

そう、また別です。

○阿江俊英委員

これとは別なんです。

○岸本富生委員

別々ですか。

○小南浩一部会長

ええ、別なんです。

○岸本富生委員

了解しました。

○阿江俊英委員

別の話や。あれは管理運営協議会で話が出ていて、説明されたよね。

○岸本富生委員

いや、それは聞いた。

○小南浩一部会長

じゃ、先の1点だけを。

○事務局 北村

野外ステージ跡については、現在まだ設計の最中でございます。で、実は、ここの答えがややこしいところですね、管理運営協議会の皆様は全員入ってもらっているのですね、部会なのか管理運営協議会なのか、ちょっとややこしいところがあるんですけども、我々としては、部会ですね、ルールづくりとかですね、そういったようなことが中心になって、個別の運営の話とかは管理運営協議会の場でやっていただきたいなというふうに考えております。

そういった前提を踏まえてですね、ローラースポーツパークと仮称しているところについては、現在設計中なので、見せるようになった段階になりましたらですね、お諮りしたいと思いますが、部会になるのか管理運営協議会になるのかというのは、ちょっとまだ見えていない状況でございます。

で、野球場、それから陸上競技場についてはですね、現時点で特に何かをするということには想定をしておりません。例えば、それを改修するとか、あるいは廃止するとかということになればですね、今まさに御提示をしました、ここは、先ほど話をしました34ページですね、こういった施設の新設、廃止、用途の変更といったようなところでですね、まずは管理運営協議会に報告をして、いろいろな方の御意見を伺いながら、やっていくというプロセスを取りたいというふうに考えております。

今のところは、野球場、陸上競技場を何か触るという計画はございません。現状維持でございます。

○小南浩一部会長

ほかに何か。

じゃ、先にそっちから。

○吉田伊佐見委員

吉田です。すいません。

今の岸本さんと同じ、回答いただいたものと一緒なんですけども、播磨中央公園の管理運営協議会のほうは、今も言ったように、以前から問題になっていた桜の園で、桜の木を無造作に、計画的に管理してこなかったのが、今、A、B、C、D、E、Fまでかな、ずっと伐採計画をやっていたというので、逆に、今回の部会から与えられたゾーニング図案の作成っていうのは、この方式でやるのだからっていうのは理解します。

で、そういう意味で、逆に、播磨中央公園全体の樹木がどういうふうになっていて、今どういう状況になっているのかっていう、全体のゾーニングの作成と、ここに書いてあるのが非常に大事なことで、私も把握し切れていないことと、それと、今、施設の施設とか廃止とか活性化というところが出ましたけれども、私どもも、運営協議会の中で、いつも、球技場というのは、テニスコートが廃止されたこととかですね、目的が変わってきたり、サイクリングロードが今もう完成しましたか、完成しますとかですね。そういう形で、ほんとに皆さんが活用するように、ちょうど播磨中央公園、非常にいろいろと予定どおり進んでいるわけですね。その位置づけを部会のほうで、全体像をきっちり見せた上で、この公園のあり方、環境の保全のあり方、民間をどう活用するか、活性化のあり方っていうのが想起しやすいように、まとめていただきたいということ。

で、私ども協議会は、先ほど御指摘していただいたように、32ページにあるように、幅広い参加を実現するためのメンバー構成の検討っていうのは、確かに硬直化している部分もあるので、私どもも、委員自身が、もっと皆さんの意見を入れたらいいっていうことで、ボランティアグループを入れたり、夢企画があったりとか、播磨中央公園は、以前からそういうのを皆さんが取り組んでやってはいるんですけど、その意見集約がなかなか答えてもらえるところが少ない。障がい者の方々とか、抜けている部分がある。

それと、今、特に子育て世代とかですね、20代、30代、40代とか、今、サイクルの方が来られていますけど、そういうふうに利活用していただいている、そういう方々は入ってきたんですけど、そういう意味では、ほんとに、いろんな分野からの意見聴取のやり方をまた部会とかで、こんな方法でワークショップとかができる方法がありますよとかというのは受け入れて、ぜひ、この播磨中央公園部会のほう、また管理運営協議会のほうで活用すれば、ほんとのいい意味の県民が活用できる公園になると思うので、そういう、この方針どおりにぜひ進めていただきたいというふうには私は思っています。

以上です。

○小南浩一部会長

じゃ、阿江さん。

○阿江俊英委員

失礼いたします。

今日は、あまり、播中の中の意見をどうのこうのというのは次回からということになっていきますので、あまり細かいことは言いたくないんですけども、その中で特に検討しなくちゃいけないなと感じましたのは29ページ。

29ページですね、情報発信のルール設定で、工事着手前の段階において実施する情報発信ルールということでございまして、今現在、この播中では、自転車に関する事業、大きな事業がされていますね。

それで、我々、歩くにも歩けないとか、いろいろなところがあるわけでございますけれども、案外ですね、今現在、地元の者でさえ、何をしよっとなやろうかなあと、そういった意見がございまして。いや、あれ、自転車背負ってるんやけどどこを通ったらええのや、通られへんなあとか、いろいろございましてですね、ついせんだつても、播中あるこうかい、また夢のステージ、こういったところでも皆さん方の御意見が、あっちやこっち、ぎょうさん重機が入りよったけど、何をしよっとなやろなあとという意見がたくさん出ていました。

そういったことで、これについて、特にですね、我々、あるこうの年寄りにはSNSでその情報を発信するなんて無理なんです。そういったことでですね、どうしてこういうふうなことを情報発信するルールをつくっていくんか、こういったことにつきまして、特にこの播中の委員会としてはやっていきたい、このように思っていますので、ひとつ御協力のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○小南浩一部会長

その点で何かありますか。ちょっと先に県のほうで。

○事務局 北村

1つ目のところから話をしていきたいと思います。

管理運営協議会の中でもですね、いろいろな公園の利用者の意見を取り入れていくという議論が進んでいることは承知をしております。

全体会のほうですね、ほかの公園でのそういう協議の場の例も紹介をしておりますので、次回以降の委員会の中でですね、御紹介させていただきましてですね、皆様方、それぞれ管理運営協議会メンバーが全員入っておりますので、御自身の中でどのように改善していくのか、改革していくのかというところを議論をしていただければと思います。必要な情報とか参考になるものは提供していきたいというふうに考えております。

それから、公園全体のゾーニングについてですね、我々も情報を持っているようで持っていないところも多々あります。それから、自然環境保全ということとゾーニングとってお

りますけれども、それにとどまらないものも必要ではないかというところは、実はほかの部会でも意見をいただいております。

なので、どういったものを示せばいいのかというのは、これも、素案を示しまして、次回以降、素案を示させていただいてですね、播中で、どのようなふうにゾーニング図をつくって、どのように活用していくのかというところの議論を深めていただければと思います。

そして、最後、阿江委員からありました情報発信のあり方ですね、これ、樹木伐採に関しての話でずっと、自然環境の話でずっと来ておりますけれども、公園利用者に対しての基本的な情報ですね、どこを、いつからいつまで、どこを通れないのかというようなところについても重要な話だと思いますので、これも含めて、今後の対応案を示させていただければと思います。

ありがとうございます。

○小南浩一部会長

そしたら、どうぞ。

○阿江孝仁委員

すいません、加東市観光協会の阿江と申します。

この際、ちょっと立場が若干違うのかなと思いつつながら、こういうふうなことってこの中で話し合ってもらえるのかどうかというのがちょっと1つ疑問がありながら、質問させてもらうんですけども、いわゆる、ここの播磨中央公園は年間43万人がお越しになっているということを知っております。ということで、加東市の観光に関しまして非常に多くの方に来ていただいております。

我々としては、その方がいかに加東市でお金を落としてもらえるか、泊まってもらえるかとか、そういうようなところも考えていかなあかん立場でございまして、このあり方の中でですね、ゾーニングは、中のゾーニングだけじゃなくて、周辺のゾーニングというのも考えてもらえるものなのかどうか。

つまりですね、車であれば、175号線に来てここに入ってくる、中国縦貫道を通って入ってくる、そのときに、播磨中央公園の中は非常にきれいにしているんですけども、周辺の道路が、まあ言えば、県の土木さんとか市の市道とかになるんですけども、そういうようなところとか、あと、背景に見えてくる五峰山、国有林の荒れ具合とか、そういうようなところまで、この中で、どういうんですかね、あり方として考えてもらえるのかどうかというの。

まあ、それは観光協会さんの仕事やけど、ならば、それはそれでまた考えるんですけども、こういうようなところで、そういうようなことも考えてもらえるのかなっていうところが1つ。

考えてもらえるのであれば、一緒にね、同じ中として、入るまでの公園もきれいよという

ふうに考えてもらえたらうれしいなと思っておりますし、あと、借景じゃないですけども、播中公園から見える風景が物すごいきれいになっていうのも大事な事かなと思っております。

それと、もう一つ、自然のことは大事なんですけども、ただ、自然にじゃないようなものがたくさんおるんですよね、イノシシとか鹿とかですね。これ、多分、播中公園の中で会うたらええんやと思うんですけども、実際にそれが出てきてね、何かもう、とある人に言わせたら、飼うとるんやったら外へ出えへんようにしてくれみたいな話もあるので。

そういうようなのも、一つまた、ここの特有のところかなとも思いますので、まあ、そこまで広げてしまっているのか悪いのかというのは私は分かりませんので、一応、どうなんかなというの踏まえてお伺いしたいなというところでございます。

○小南浩一部会長

最初の話は、何か、眺望のゾーンみたいな、そこまで眺望ゾーンを広げてもいいんかどうか分からないんですけど、事務局から何かありましたら。

○事務局 北村

非常に大きな視点の話になりまして、公園は公園の中だけではないよ、地域との一体的な話だよっていうことを改めて示していただきまして、場違いだみたいなことを言われましたけど、そうではなくて、多様な視点を提供していただいたので、大変ありがたいと思います。委員に選んだかいがあったかと思います。

ただ、なかなか、できること、できないことっていうのがあるというところはあって、地域全体のゾーニングをするというのは、ちょっと我々ではやりづらいところではあるんですけども、公園の活性化という中でですね、どのように取り組んでいくのかみたいな話はどうですか、としては、重要な論点かと思います。

公園としてどのようなことができるのかどうかというところはまた検討してみたいと思います。

それから、自然に関して、鹿やイノシシの獣害についてはですね、ここ特有の、山側の公園に特有の問題、明石公園とかですね、都心部の公園にはない課題ですので、そういったところはですね、ここの論点の中に入るものであればですね、入れていきたい。自然環境の管理の中です、保護だけじゃないような、ある意味、排除するような、寄ってくるなというような話とか、そういったものも、播中特有の視点として、それは多分、ほかの山間部にあるような公園、県立公園でも共通の話題になるかと思っておりますので、少し対応できることは何かというところを検討したいと思っております。

ありがとうございます。

○小南浩一部会長

じゃ、内藤さん。

○内藤忠委員

何点かですけれども、1つはですね、播中にも既成スポーツの競技場があるんですけども、テニスコートは潰れてしまいました。といいますのは、すぐ横に民間の大きなテニスコートがありますので、ですから、この県立公園の中に既成スポーツの競技場をつくる場合は、各市町にある競技場とはどこで差別化を図るのかということ。

しかも、それで、それなりの価値があるような施設にする、競合しないようにですね、無駄にならないような、しかも、人々の役に立つようなものをちょっと考えたらいいかないかと思えます。それが1点です。

それから、2点目は、播中の場合は、自然が非常に豊かで、山を1つも2つも取り込んだようなところですので、ですから、どっちかいうと、そこにですね、自然と親しむような、ウォーキングはあるんですが、そのほかに、トレッキングですね、それとか、低山の登山とか基地とかですね、そういうふうなことです。

それから、先ほど言いました林業の関係で、里山管理のことで、里山の雰囲気、昔の里山の雰囲気を楽しめるような、この一帯は、昔、炭焼きが非常に盛んでした。そういう木もたくさんありますので。

そこらを含めてですね、豊かなそういうスポーツなり、ほかにはないような、そういうスポーツができて、しかも、林業課で進められているようなですね、里山管理とか、そういうのも、危険がなしにその部分に入っていけるようなですね、そういうところもあれば非常にいいかと思ったりします。それが1つですね。

それから、2つ目は、播中の樹木は、四季の庭にある樹木は、世界の樹木あるいは各地の樹木がありまして、昔は有料でした。そのほかのところは、ほんとの照葉樹林の自然林です。

で、ちょっと離れると人工林もありますので、ですから、そういう中で、特に四季の庭の場合は、当初、植えられたところに、どうしてもこれは無理やろというふうな木が植わっていますね。どういうんですかね、ほんとは低湿地が好きなのが山の頂上に植わっていたりとか、なんであんな植栽をしたんかなと、私ら素人が考えてもおかしいのがあります。

それから、フランスのマロニエの、セーヌ川の周りにあるような木がずうっと移植されるんですが、これ、前にも言いましたけど、斜面にありますね。もうちょっと低いところに植えれば、日当たりのいいところに植えればいいんですけど、ですから、植栽のやっぱり専門家というのか、そういう植林の配置図を考える人が、そこらがもう少しあるのと。

それから、あと、樹木の管理が要りますですね。自然に生えた樹木ばかりじゃありません。四季の庭ですので、樹木医のような人が1人ぐらいおるとおらないと随分違いますので、それを1つ思います。

それから、もう1つは、サイクルスポーツで、加東市さんもやられておりますし、しますんですが、周りの県道はよく車が飛ばします。加古川右岸に自転車道があるんですけども、

そうすると、明石、姫路とをつないだようなサイクルライフが楽しめるんですけど、もう少し、県道のところにですね、安全なサイクルロードとか、県道じゃなくても、これを整備をして、あそこの道が使えるような場所とかですね、何か、その辺でいい工夫ができれば、自然に楽しめる公園の1つとして外へも広がっていける、そういう公園のあり方もできるんじゃないかなというのを思います。

それから、もう1つ、最後になりますが、これから、こういうふうなあり方を考えるときに、やっぱり大切なのは利用者ですね。今の利用者の意見を聞くのもいいんですけど、潜在的な、隠れている利用者の意見も聞かないけないと思います。ですから、今、利用している人だけの範囲ではやっぱり狭いと思うんですね。

日本は、まだまだ、西洋に比べると、公園を生活の中に位置づけたような生活、田舎のまちは特にできていません。ですから、神社仏閣に観光バスで行ったとしても、公園に観光バスで行こうという人はありませんですね、ほとんど。よっぽど有名な公園はそうですけど、ですから、田舎の播中のような公園にでも、それを目的に観光バスで来てもらえるような、それだけの公園の楽しみ方ですね、模範になるようなものが、特に田舎ライフですね、そういうものがあるような場所であったら、人も来るようになるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、いろんな制度や、やり方を考える場合も、やっぱり、利用者にとっていい公園ですね、個々の利用者じゃなく、全体として喜んでもらえるような、そこに山村がいっぱいあるわけですからね、日光もあるし、健康にいいものは皆そろっていますので、公園を取り入れた新しい生活を提案できるような、そこへ来たら、そういう感じを酌み取って帰って健康になってもらえるようなですね、そんな公園がぜひできたらいいなあというように思います。

長くなりました。

○小南浩一部会長

幾つか言っていましたけど……。

○事務局 北村

多くの御意見をいただきました。

まず、新たなスポーツの施設をつくるのであれば、ほかと競合しないものということで、今、ローラースポーツパークというものを想定しております。スケートボードとか、そういうのができるようなところを想定しておりますけれども、大きな方針としてはですね、少し中上級者に対応できるようなものをつくろうということを考えています。

多くの自治体で、今、スケートボード、オリンピック以降ですね、スケボー場をつくるというのは上がっておりますけど、多くは初心者向けでございます。兵庫県内からもオリンピック選手が出たりとかしておりますけれども、中上級者の練習できる場がないのですね、

ここでやるからには、初心者も含めて、中上級者まで対応できるようなものにするということで、ほかの施設との差別化を図っていきたいということを今考えております。

それから、里山の、里山管理とか、楽しめるような場ということを御提案いただいたんですけど、実は、これはほかの多くの公園でも共通なんですけども、職員とか公園の管理者ではなかなかできない。県の職員がですね、炭焼きとか間伐とかをやっているわけにはいかないので、やっている公園の多くの場合は、ボランティアの方々の協力というのが不可欠になってきております。

なので、この辺のものですね、どういったふうになれば、そういった方々、またですね、それこそ昔、里山で実際に木を切っていたとか炭を焼いていたという方で、まだお元気な方々がいらっしゃいますので、例えばそういった方と一緒にどうやったら連携できるのかとかというようなことをどういうふうに進めていったらいいのかというのを議論できればと思います。

この場で、その導入方法、導入を直接議論するというよりも、進め方ですね、幅広い参画を求めるにはどうしたらいいのかというようなところの中で議論できればと思います。

それから、四季の庭の樹林管理とか、人工的に植えたものの管理、これも1つ重要なテーマだと思います。自然環境保全ということとはちょっと違いますけど、緑、樹林をどうするのかというところでは重要な論点かと思います。

ありがとうございます。

それから、サイクルスポーツ、周辺のサイクルロードの話は、先ほど阿江委員からいただいた話と同じでございますけど、外との関係というところをどのように整理するのか、これも重要な論点かと思います。

そして、最後、潜在的な利用者の意見をどのように聞くのか。先ほど活性化のほうの話の最後のところの情報共有マネジメントでも出ましたけれども、待っているだけだと永久に取れないというところがありますので、これも、どのように今後進めていくのかというところを一緒に検討できればと思います。

ありがとうございます。

○小南浩一部会長

どうも。

(3) 事業可能性調査（サウンディング調査）実施結果

○小南浩一部会長

それでは、ちょっと時間の関係もありますので、続きまして、議事の(3)に移らせていただきます。36ページのサウンディング調査について御説明をよろしく申し上げます。

○事務局 北村

それでは、資料1、36ページを御覧ください。

[省略：(資料1) 36P～37P 11P (Park-PFI) の説明]

○小南浩一部会長

サウンディング調査結果の御説明がございましたけども、これにつきまして、委員の皆さん、何か、質問、御意見がございましたら。

内藤委員、よろしくお願ひします。

○内藤忠委員

11ページの部分ですけども、この表で、収益を充当するということになりまして、こうすると、公的資金と収益を充当してということになれば、民間業者にとってメリットはどこにあるのでしょうか。その収益は、収益率はどのぐらいとかということがあると思うんですけどね、業種にもよりますが。

○小南浩一部会長

どうぞ。

○事務局 北村

11ページが一番下の新制度というところに、収益を充当ということがありますが、当然、収益の全部をここに召し上げるという意味ではございませんので、多くの公園の場合ですね、ここの、どれだけ充当してくれるのかというのを、公募で選定する場合の条件にしているところが多いです。例えば20年間で何千万円入れますとかですね、何%入れますとか、あるいは、ここを整備、このエリアを追加で整備しますとか、そういったところがありますので、全部持っていくというわけじゃありません。

で、民間事業者のメリットについてはですね、公園という、芝生とか森とかですね、あるいはトイレとか駐車場とか、そういうインフラが整備されている場所、そして、一定のもう認知度がされている場所にお店とかを出店できるので、そのメリットがあるということが1つあります。

既に例えば播磨中央公園に4万人のお客様が来られているところにですね、出すので、一から店をつくって集客を図る、あるいはお店の外構を整えるということをしなくて済むというところのメリットがあります。

現在、全国で100か所ぐらいですね、実際に運営あるいは準備、整備が進んでいるところでございます。

○阿江孝仁委員

すいません。

○小南浩一部会長

どうぞ。

○阿江孝仁委員

すいません、実はですね、この播中公園だけじゃなくて、加東市内は、いろんな意味で、こういうふうな事業、特に、ここで言うカフェやバーベキューだったり、グランピング、オートキャンプっていうのが非常に今盛んになってきておりますので、ここともう1つ、ここより、はるかに、もうひなびてしまった東条湖辺りなんかで、こういうような話っていうのは結構聞いているんですが、どちらかといえば、今、特にワーケーションの施設が奄美なんかで非常にはやっている。

ここなんかも、神戸、大阪から1時間の範囲であって、公園の中でワーケーションするというふうなところっていうのは、ちょっといろんなところで聞いていて、やりそうな方がいらっしゃるのはいらっしゃるんですね。

ただ、本当にここでこれができていくものなのか。

つまり、何もないグランピングの場所とかであれば、今、特に、ゴルフ場なんかでもグランピングしたいと、大分、手を挙げてきるところがあるんですが、そこはもう別に何も建物がありませんから、何もないんですけども、例えばワーケーションの施設っていうことになってきたら、小さめのホテルというか、その辺が公園の中で建っていくというのは可能なもんなんですか。

反対に考えてみたら、ここの施設なんかをですね、ワーケーションの施設にしてしまっても、これ、播中公園の中で非常にいいかなあと思っている部分があるんですよ。下を宿泊できるようにしておいて、上で仕事……。

○事務局 北村

ここっていうのは、この会議室がある建物ということですか。

○阿江孝仁委員

この建物、この建物です。この建物なんかやったら、市のほうに話を持って行って、そういうようなことも可能なのかなという、構造として考えたことがあるんですけども、今の状況で、播中公園の中にそういうふうな新たな、民間ですけども、民間が施設をつくっていきけるものなのかなと。東京にあるような喫茶店とか、そういうなのとは別に、宿泊という、それでも建物ですから、別に建築基準法とか、その辺の問題とかが出てくる、それがいけるものなのかなというのがあるって、それが前提でいろんな提案とかが考えられるのかなと思います。

○小南浩一部会長

どうぞ。

○事務局 北村

大変よい質問です。

都市公園の中は、都市公園法という法律によって、つくっていいものが限定列挙されております。その中で、ホテルは可能ではあります。

ただ、ほんとにその公園にホテルが必要なんですかという、必要性の整理というところが求められております。公園の利用上、泊まってですね、利用することが必要なのか、公園の外のホテルではいけないのかというところの整理が求められております。

それから、ワーケーション施設については、実は微妙なところがあります。都市公園の中にですね、事務所をつくるということは、当然禁じられております。そうしないと公園の中がオフィスビルだらけになってしまいますので、禁じられておりますが、それこそ公園の中でですね、利用者がノートパソコンを広げて、お仕事をするとは別に妨げるものではございませんし、ホテルの部屋の中で何をしようがですね、それは、そのホテルが必要性が認められて整備されているものであれば、何をしようが、それは取り締まれるものじゃないんですけれども、シェアオフィスみたいなものをつくりたいというふうになれば、それは、法律上、できませんという答えになります。

なので、そういう使い方、法律との関係性というのが整理が必要になってくるというふうを考えております。

○小南浩一部会長

ほかに。

吉田さん。

○吉田伊佐見委員

すいません、こちらのほうの調査ですね、結果のときに、私たち運営協議会でもめた、もめるというんですか、びっくりして怒ったんですけど、要は、気をつけていただきたいということのお話で、四季の庭っていうのは、今もずうっと話が出ましたけど、設計して、有料化して、庭ですから、本当に歩いて見る、四季を楽しむ、ほんとにゾーニング的に、目的それぞれですね、だから、全体のゾーニングをしてくださっていうのは今後大切だと思うんですけど、この地区はどういう目的で使うところか。

だから、散策とか、そういうものに非常に適しているっていう意味で、そこになんでオートキャンプ場やねんというので、非常に私らが怒ったんですけども、そういう意味で、四季の庭は確かに活用がもっと必要だったりということとか、バラ園も、今、形は変わって

しましたが、当初は有料で、もっとたくさんバラが咲いてっていうところでしたけども、お金がかからないように、今の規模になりましたけれども、そこにも老朽化した施設があって、それを活用するには、PFIは、確かに、民間とか、そういうのが絶対必要になってくると思います。

だから、そのところで、自然とか、当初の目的を壊さないように、どうやってするかっていうのを、全体図を踏まえて、それを部会で検討し、素案をつくって、それで協議会なり民間の方に調査するという順序を経ていただければ、いいものができてくるなど。

だから、私的には、この水辺のゾーンでこういう検討をしていたというのは納得できたんですけど、四季の庭でなんでやねんというので、非常に実はもめました。

それを踏まえて、要は、順序というか、やっぱりゾーニング、最初に言いました、それが一番大切ですので、そして、ここの目的を皆さんで考えていきましょうっていうのをぜひよろしく願いいたします。

○小南浩一部会長

どうぞ。

○事務局 北村

ありがとうございます。

そのとおりだと思っております。公園のどこでもいいからつくってくれっていう話ではもちろんないので、自然の保護だけではなくてですね、これまでの計画とか、あるいは、皆様方は、公園の中のどんなところのどんな魅力があるのか、それをより引き出すものならいいですけども、そうじゃないものだったらお断りというようなところがあるかと思えますので、今後、活性化の議論の中でですね、ここをやめてくれみたいな、このエリアはやめてくれとか、このエリアはこういう魅力をもっと伸ばしてくれとか、そういったところもですね、提案いただければと思います。

今言われたような、四季の庭に何か民間を導入するんだったら、こんなことはいいけど、こんなことは困るとかですね、そういった話も御提案いただければ、そういうものを踏まえていくと、トラブルがないと思いますので、また御意見をいただければと思います。

○内藤忠委員

よろしいですか。

○小南浩一部会長

じゃ、どうぞ、内藤さん。

○内藤忠委員

先ほどの吉田さんの御意見に関連するんですけども、四季の庭にキャンプ場というのは、私も絶対反対で、これは、きっとですね、播磨中央公園のことをよく存じない方がこういうのをここへ入れたと思っています。

今の、現在の播磨中央公園で四季の庭の部分を取ってしまつたら、どないなるんですかね。昔、あそこは、有料で公園にしとったぐらいのところなんです。言うたら、播中そのものなんですよ。それを全部身売りするような案を県が持ってきたということ自体が、私は初めにびんときたんです。何をやっているということですよ。

だから、明石のほうでお怒りになった方と共通するところもありました。それで、たまたま、まあ、繰り返しになりますが、前のときに言いましたけど、明石公園で、あの木の切り方ですね、乱雑な切り方、あれを切って、役所の方が何も言われないという、その感覚がおかしいんですよ。

後から理由を言われるよりも、私は、何にも、いきさつも何も知らないで、明石公園へ用事で行って、そこで歩いておって、びっくりしました。ほんとに爆撃を受けたような感じになっているんですよ、感覚的に。

で、今度は播中のところへ来たときに、四季の庭にまたそれが出てきましたでしょう。四季の庭にキャンプ場を持ってくるという。だから、何にも播中のことを御存じない方がこんな案をつくっていると思ったんです。だから、心を酌んでいないんですよ、そこら辺の皆さんの、住民のですね。

だから、それは行き違いがあった、どうので済まされる問題じゃないんです。もう少し、するときには、そこに住んでいる人とか利用者であるとか地域の住民の人がどういう思いで、最初できたときは、あんな公園ができて、なんなのって言ったのが、今はもう、皆楽しみにして来られています。

それで、播中とほかのところも行ったりにして、はしごしているような人もありまして、うれしいことなんですけど、だから、そういう愛好者がいることが公園を守ることになっているんですよ。それを否定するような、そういう案を持ってこられること自体が信じられないということです。そこで、私は、もう一番最初から不信感を持ったんです。

で、後々、雑巾拭いをしたらい問題ではありません、これは。もう少し、この公園にとってキーポイントのところはどこになるのかということ、その琴線に触れるようなことをして、黙っているはずがないんですよ、皆。

だから、播中にとって四季の庭はどういう存在なのかということをもう少ししっかりと把握しておいてもらわないと、今後の計画の話合いを進めるのにも支障が出てきます。

以上です。

○小南浩一部会長

まあ、内藤さんがおっしゃるのはもっともなんですけど、これは、なんていいますか、業者のほうが一応出してきた分、また、我々地元の皆さんの御意見で、播磨中央公園をよく

御存じの皆さんでそれぞれ意見を出し合って、つくっていけばいいわけですし、そういう方向で皆さんの意見を結集していけばいいかとは思いますが、何か、事務局、もしコメントがあれば。

○事務局 北村

そうですね、四季の庭に対しての皆様思い入れというところに対して、これ、なかなか詳細を今言えていないというところがあり、詳細はどのような話をしているのか、募集要項は公表されていますけど、提案内容についてはですね、あんまり詳細に説明できないというところがあって、ほんと心苦しいところではあるんですけども。

どういったところを大事にしているのかということについて、改めてこういう場を通してですね、意見をいただきまして、今後、活用、民間活力を導入するときに、する場所、しない場所、する方法、しない方法、そういったところを、改めて事前確認、共有をこういう場でさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(4) その他

○小南浩一部会長

それでは、続いて、議事の(4)に移りたいと思います。その他について、事務局のほうからよろしくをお願いします。

○事務局 北村

その他ということで、資料2を御覧ください。

[省略：(資料2)の説明]

○小南浩一部会長

ヒアリングの開催について、今、御説明がありましたけど、何かありますか。

よろしいですか。

また、これ、どれぐらい来るか分かりませんが、こういう日程でよろしくお願いたいと思います。

そしたら、これで一応終わりですかね。

今、具体的にですね、播磨中央公園の具体的な話も、今日、大分出てきましたので、また次回以降、皆さんのより建設的な意見をですね、お聞かせいただけたらいいかなと思います。

それでは、今日はどうもありがとうございました。

事務局にお返しします。

3 閉会

○事務局 小山

ありがとうございました。

小南部会長、そして委員の皆様方、本日、長時間の御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

自然環境保全であるとか活性化のルール、こういったものにつきましては、本日の議論を踏まえまして調整いたしまして、次回の部会にまた素案を諮らせていただきたいと思います。

また、2月初旬のヒアリングにつきましてははですね、1月中を目途に記者発表のほうもさせていたきたいと思います。

幾つか連絡事項がございます。

まず、本日使いました会議資料、そして議事録の公開についてでございます。

本日使用した資料につきましては、明日、16日金曜日に県のホームページに公開、速記録と議事要旨につきましては、3週間を目途に公開をさせていただきたいと思います。

議事要旨につきましてははですね、要約する都合上、委員の皆様方に発言内容の確認をお願いさせていただきたいと思いますので、御協力をいただきたいと思います。

それから、速記録、これはもうそのまま一字一句起こさせていただきますので、内容は特に確認をいたしません、その状態で公開のほうをさせていただきます。御了承をお願いいたします。

2つ目に、今後の部会の開催予定でございます。

第2回の会議は、1月12日木曜日、10時から12時、場所は、加東市滝野図書館3階会議室を予定しております。

○内藤忠委員

うん？

○事務局 小山

12日。

○内藤忠委員

10時？

○事務局 小山

はい。12日の10時から12時です。

○小田晴美委員

12日やんか。12日ねえ、1時やと私は……。

○内藤忠委員

12日の10時か。

○事務局 小山

10時から12時。

○阿江俊英委員

あっ、10時になつとる。

○吉田伊佐美委員

そう。10時やん。よう入れとったな。

○事務局 小山

よろしいでしょうか。

もう1度、確認させていただきます。

次回は、1月の12日木曜日、10時から12時でございます。

第3回は、公募のヒアリング、意見交換を予定しております。先ほど御説明させていただきましたとおり、2月の初旬、場所は、この近くで考えております。応募者数によりましては、先ほど御説明しましたとおり、長時間の会議になる可能性がありますので、御協力のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

この日程調整につきましては、机の上に返信用の封筒を入れて配付させていただいております。この中にですね、日程調整の紙を入れておりますし、また、旅行経路、この様式も同じ封筒に入っておりますので、会場までの経路を記載の上、日程確認資料と一緒に公園緑地課までですね、12月の23日、12月の23日までに御発送いただくよう、よろしくお願ひをしたいと思います。

よろしいでしょうか。

これをもちまして、第1回県立都市公園のあり方検討会播磨中央部会のほうを閉会させていただきます。

本日の配付資料につきまして、もし御都合がございましたら、郵送させていただきますので、机の上の封筒に名前を書いて置いておいていただければと思います。

繰り返し、本日はどうもありがとうございました。

以上